

議案第 39 号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更することの協議について、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

七飯町長 杉 原 太

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指  
令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」  
の次に「、後志広域連合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に  
よる総務大臣の許可の日から施行する。